

# 関連条文

2013年9月30日 規制改革会議提出資料より、関連箇所を抜粋（一部、修正）。

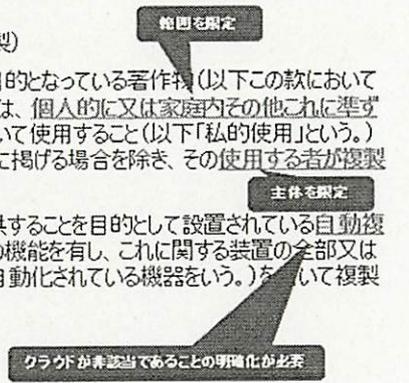
ユーザに見込まれるメリット	新しいサービスとの関係	著作権法上の課題
私的 公益性の向上 教育・福祉 （公益性の保証）	私的複製の支援サービス ユーザの利用行為を事業者が受託 ・メディア変換（複製・翻案・送信）	1. 複製等の行為主体 2. 「私的使用」(30条1項)
	クラウド環境でのユーザ・コンテンツの利用 ・アーカイブ/バックアップ（複製・翻案・送信） ・マルチデバイスからのアクセス（複製・翻案・送信）	1. 複製等の行為主体 2. 「私的使用」(30条1項) 3. 「公衆」用自動複製機器（30条1項1号） 4. 「公衆送信」
	情報活用サービス ウェブ上のデータの活用 ・ビッグデータ活用のための収集・蓄積・分析（複製・翻案・送信）	5. 現行の権利制限規定（47条の8、47条の7、47条の9等） 6. 現行の権利制限規定（35条、37条、37条の2等）
	クラウド技術との関係 ・仮想化等（複製・翻案・送信）	7. 現行の権利制限規定（47条の9等）

主体・目的・行為・手段を厳格に限定 ⇒ 新サービスに対応不可

（私的使用のための複製）

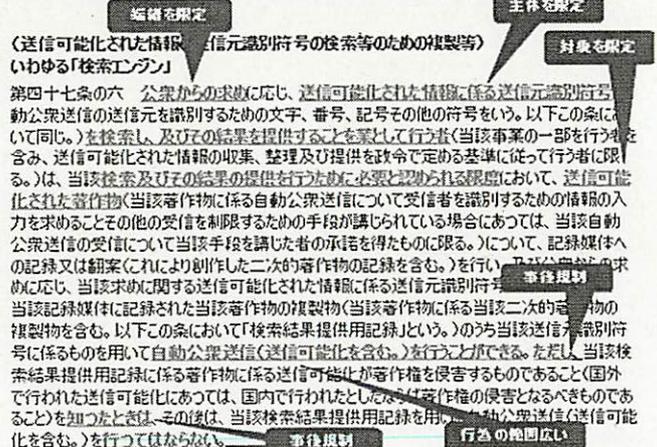
第三十条 著作権の目的となっている著作物（以下この款において単に「著作物」という。）は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること（以下「私的使用」という。）を目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。

- 一 公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器（複製の機能を有し、これに関する装置の全部又は主要な部分が自動化されている機器をいう。）を用いて複製する場合
- 二 （以下略）



（送信可能化された情報（送信元識別符号の検索等）のための複製等）

第四十七条の六 公衆からの求めに応じ、送信可能化された情報に係る送信元識別符号、自動公衆送信の送信元を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。以下この条において「検索」といふ。及びその結果を提供することを業として行う者（当該事業の一部を行う者を含む。）は、送信可能化された情報の収集、整理及び提供を政令で定める基準に従って行う者に限り、当該検索及びその結果の提供を行うために必要と認められる範囲において、送信可能化された著作物（当該著作物に係る自動公衆送信について受信者を識別するための情報の入力等を求めることその他の受信を制限するための手段が講じられている場合にあっては、当該自動公衆送信の受信について当該手段を講じた者の承諾を得たものに限る。）について、記録媒体への記録又は翻案（これにより制作した二次的著作物の記録を含む。）を行い、当該公衆からの求めに応じ、当該求めに関する送信可能化された情報に係る送信元識別符号、当該記録媒体に記録された当該著作物の複製物（当該著作物に係る当該二次的著作物の複製物を含む。以下この条において「検索結果提供用記録」という。）のうち当該送信元識別符号に係るものを用いて自動公衆送信（送信可能化を含む。）を行うことができる。ただし、当該検索結果提供用記録に係る著作物に係る送信可能化が著作権を侵害するものであること（国内で行われた送信可能化にあっては、国内で行われたこと）及び著作権の侵害となるべきものであることを知ったときは、その後は、当該検索結果提供用記録を用いて自動公衆送信（送信可能化を含む。）を行ってはならない。

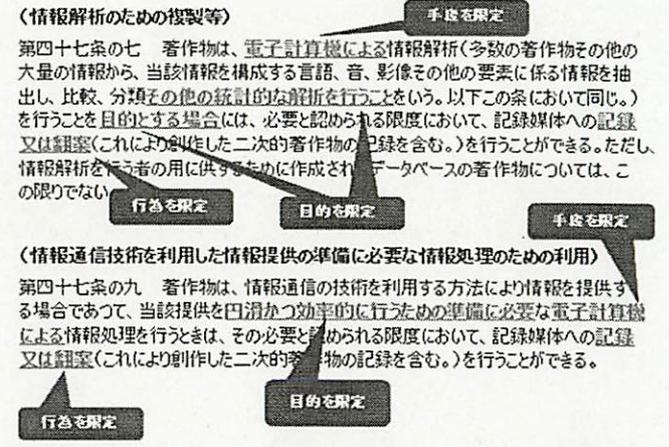


（情報解析のための複製等）

第四十七条の七 著作物は、電子計算機による情報解析（多数の著作物その他の大量の情報から、当該情報を構成する言語、音、映像その他の要素に係る情報を抽出し、比較、分類その他の統計的な解析を行うことをいう。以下この条において同じ。）を行うことを目的とする場合には、必要と認められる限度において、記録媒体への記録又は翻案（これにより制作した二次的著作物の記録を含む。）を行うことができる。ただし、情報解析を行う者の用に供するために作成されたデータベースの著作物については、この限りでない。

（情報通信技術を利用した情報提供の準備に必要な情報処理のための利用）

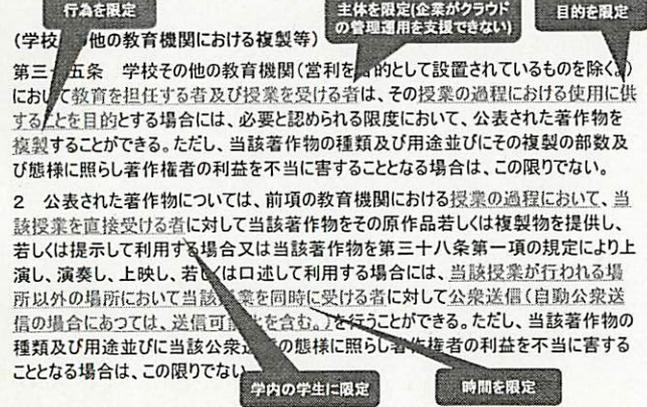
第四十七条の九 著作物は、情報通信の技術を利用する方法により情報を提供する場合であつて、当該提供を円滑かつ効率的に行うための準備に必要な電子計算機による情報処理を行うときは、その必要と認められる限度において、記録媒体への記録又は翻案（これにより制作した二次的著作物の記録を含む。）を行うことができる。



（学校その他の教育機関における複製等）

第三十五条 学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担任する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 公表された著作物については、前項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第三十八条第一項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合には、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信（自動公衆送信の場合にあっては、送信可能化を含む。）を行うことができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

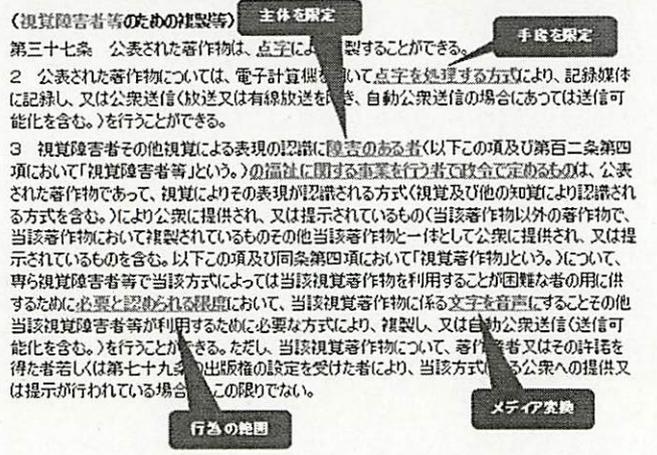


（視覚障害者等のための複製等）

第三十七条 公表された著作物は、点字により複製することができる。

2 公表された著作物については、電子計算機を用いて点字を処理する方式により、記録媒体に記録し、又は公衆送信（放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあっては送信可能化を含む。）を行うことができる。

3 視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害のある者（以下この項及び第二百二条第四項において「視覚障害者等」という。）の福祉に関する事業を行う者で政令で定めるものは、公表された著作物であつて、視覚による表現が認識される方式（視覚及び他の知識により認識される方式を含む。）により公衆に提供され、又は提示されているもの（当該著作物以外の著作物で、当該著作物において複製されているものその他当該著作物と一体として公衆に提供され、又は提示されているものを含む。以下この項及び同条第四項において「視覚著作物」という。）について、専ら視覚障害者等当該方式によっては当該視覚著作物を利用することが困難な者の用に供するために必要と認められる限度において、当該視覚著作物に係る文字を音声にすることその他当該視覚障害者等が利用するために必要な方式により、複製し、又は自動公衆送信（送信可能化を含む。）を行うことができる。ただし、当該視覚著作物について、著作権者又はその承諾を得た者若しくは第七十九条の出版権の設定を受けた者により、当該方式による公衆への提供又は提示が行われている場合は、この限りでない。



（聴覚障害者等のための複製等）

第三十七条の二 聴覚障害者その他聴覚による表現の認識に障害のある者（以下この条及び次条第五項において「聴覚障害者等」という。）の福祉に関する事業を行う者で、各号に掲げる利用の区分に於いて政令で定められたものは、公表された著作物であつて、聴覚によりその表現が認識される方式（聴覚及び他の知識により認識される方式を含む。）により公衆に提供され、又は提示されているもの（当該著作物以外の著作物で、当該著作物において複製されているものその他当該著作物と一体として公衆に提供され、又は提示されているものを含む。以下この条において「聴覚著作物」という。）について、専ら聴覚障害者等当該方式によっては当該聴覚著作物を利用することが困難な者の用に供するために必要と認められる限度において、それぞれ当該各号に掲げる利用を行うことができる。ただし、当該聴覚著作物について、著作権者又はその承諾を得た者若しくは第七十九条の出版権の設定を受けた者により、当該聴覚障害者等が利用するために必要な方式による公衆への提供又は提示が行われている場合は、この限りでない。

- 一 当該聴覚著作物に係る音声について、これを文字にすることその他当該聴覚障害者等が利用するために必要な方式により、複製し、又は自動公衆送信（送信可能化を含む。）を行うこと。
- 二 専ら当該聴覚障害者等向けの貸出の用に供する複製すること（当該聴覚著作物に係る音声と文字とを併せて行うものを含む。）を行うこと。

